

第 6 8 号 議 案

新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ条例の一部を改正する条例

新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ条例（平成 17 年新宿区条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「東京都新宿区歌舞伎町二丁目 44 番 1 号」を「東京都新宿区四谷三栄町 10 番 16 号」に改める。

第 5 条中「午後 9 時」を「午後 5 時」に改める。

第 6 条第 1 号を次のように改める。

(1) 日曜日及び土曜日

第 6 条第 2 号中「の日」の次に「（前号に掲げる日を除く。）」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 5 日から施行する。

（提案理由）

新宿区立しんじゅく多文化共生プラザの移転に伴い、その位置、利用時間及び休館日を変更する必要があるため